

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年9月1日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
理事（水産大学校代表）荒井 修亮

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量                      ファイアウォール監視および保守    一式
- (2) 調達仕様                                      入札説明書による。
- (3) 履行期間                                      令和3年10月1日～令和4年9月30日
- (4) 履行場所                                      入札説明書による。
- (5) 入札方法                                      落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
校務部会計課用度係  
電話    083-227-3825  
FAX    083-264-2080

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「ファイアウォール監視および保守 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「ファイアウォール監視および保守 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年9月13日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識

別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年9月17日 11時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校 本館2階校務部会議室
- (2) 郵便による入札書の  
受領期限及び提出場所 令和3年9月16日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますの

で、ご了承願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 ファイアウォール監視および保守

2. 業務目的

水産大学校学内 LAN を外部ネットワークに接続する中継機器を常時監視し、学内ネットワークのセキュリティを高めることを目的とする。

3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校

4. 履行期間 令和 3 年 10 月 1 日 ～ 令和 4 年 9 月 30 日

5. 業務内容

監視する UTM（以降、監視対象機器）について、契約期間において以下の要件を満たす SOC サービスを提供すること。

(1) 設備、体制

1. 監視センターからは冗長化された回線で監視業務を行うこと。
2. 監視センターは自家発電設備・装置を有していること。
3. 監視センターは耐震構造、漏水防止、防火性能を強化されたビルにあること。
4. 監視センターには 24 時間 365 日間体制で監視要員が常駐していること。
5. 監視センターは入退室管理システムが導入されていること。
6. 監視センターは ISO27001、P マークなどの認証資格を取得しセキュリティ管理がなされていること。
7. 監視センターは国内にあること。
8. 監視対象機器は、新規に導入した機器だけではなく、既存機器に対してもサービス提供可能なこと。
9. 24 時間 365 日間連絡可能なサポート窓口を設け、本校担当者からの運用監視サービスに関する内容、監視対象機器に関する仕様確認や障害対応に関する問い合わせを一元的に受け付け、必要な情報を提供すること。
10. 本校担当者からの問い合わせは、電話または電子メールによる対応が可能な体制を有すること。
11. 本校担当者からの問い合わせの受け付け、本校担当者への連絡を行うサポート窓口は受注業者にて行うこと。受注業者にて受け付けた問い合わせ、運用・監視業務等を外部業者に委託することは構わない。

12. 監視対象機器をリプレイスした際にも運用監視サービスの提供が可能であること。

(2) システム運用

1. セキュリティポリシー・シグネチャ等の設定変更作業について、サービス提供期間中は実施回数に制限なく提供が可能なこと。
2. 設定変更のリードタイムは、サポート窓口が受付を完了してから最短で 4 時間後に設定変更が可能なものとする。
3. メーカーサポート終了及び不具合解消を目的として、年 1 回監視対象機器のファームウェアバージョンアップ作業を含むこと。
4. 監視対象機器の設定ファイルのバックアップを保管し、世代管理すること。
5. 監視対象機器の稼働監視を行うこと。稼働監視とは、死活監視 (PING)、インターフェース監視 (リンクアップ・ダウン) 等の監視を行い、障害発生時には本校担当者へ連絡すること。
6. 監視対象機器の性能監視を行うこと。性能監視とは、SNMP を用いたトラフィック監視、CPU 使用率監視、セッション数の監視を行い、あらかじめ指定した閾値を超過した場合には本校担当者へ連絡すること。
7. 監視対象機器配下の公開サーバに対してアプリケーションレベルでの稼働監視を行うこと。
8. 監視対象機器に対して、本校担当者からのアクセス及び設定変更を許可すること。

(3) 障害対応

1. 監視対象機器で障害を検出した際に 24 時間 365 日で復旧支援ができること。
2. 監視対象機器で障害を検出した際に本校担当者に電話連絡すること。
3. 監視対象機器の障害を検出した際に一次切り分けのための目視案内や簡単な結線等の確認依頼を本校担当者に指示すること。
4. 監視対象機器のハードウェア障害時に、保守ベンダと連携してハードウェア機器の手配、オンサイト担当者の手配、論理復旧対応、疎通確認まで一貫して対応することが可能なこと。

(4) セキュリティ運用

1. 昨今のセキュリティ事情を鑑みた不正アクセス元一覧のリストを元に、リストに登録された IP アドレスからの通信を拒否するよう監視対象機器をチューニングすること。3 ヶ月に 1 回程度、リストの見直しを行い監視対象機器の設定を最新情報に更新すること。
2. 本校担当者からの依頼を受けて、最大年 4 回監視対象機器配下の公開サーバに対しペネトレーションテストを行い、その結果を報告書にまとめること。本校担当者の依頼に基づき、セキュリティレベル維持ができること。
3. セキュリティインシデント発生後、2 時間以内を目標に対応できること。
4. メーカーのセキュリティ研究機関により発見された脆弱性への対応 (パターンファイ

ルの更新監視)を1日1回以上行うこと。2日連続で更新できていないことを確認した場合には本校担当者に連絡の上、手動で更新作業を行うこと。

5. 監視対象機器のセキュリティ機能監視を行うこと。セキュリティ機能監視とは、FWのアクセスポリシ監視 (Open ポート、Close ポートの監視)、アンチウィルスパターンファイル更新監視、IPS パターンファイル更新監視等の監視を行い、障害発生時には本校担当者へ連絡すること。
6. IPS 機能において、重要度が「Critical」かつ遮断設定されていない不正アクセスを検知した場合、4 時間以内に内容と推奨対策 (シグネチャの遮断設定、無効設定等)の情報を本校担当者に連絡すること。
7. セキュリティログを分析し、あらかじめ指定した要件に該当する通信を検知した際に本校担当者に連絡すること。ログの分析は1時間に1回実施すること。

#### (5) レポート

1. 監視対象機器および監視対象公開サーバの監視結果を集計した監視レポートを毎月提出すること。
2. 監視対象機器のアクセスログを基にしたファイアウォールログレポートを毎月提出すること。ファイアウォールログレポートではアクセスログをそのまま表示するのではなく、通信相手、アプリケーション、アクセスポリシ単位の集計に加え、悪意のある通信相手、長時間通信、大量通信等の通常とは異なる通信単位で承継したものも表示すること。
3. 監視対象機器の UTM 機能で検知したログを基にしたセキュリティログレポートを毎月提出すること。セキュリティログレポートは検知したログをそのまま表示するのではなく、通信相手、アプリケーション、アクセスポリシ単位で集計したものも表示すること。

#### (6) ポータルサイト

1. システムの監視状況 (稼働監視、性能監視等) レポート (監視レポート、ファイアウォールログレポート、セキュリティログレポート) を web から閲覧できるポータルサイトを準備すること。
2. ポータルサイトはスマートフォン、タブレット端末などからもアクセスし閲覧可能であること。
3. レポートは PDF/CSV でダウンロード可能であること。
4. レポートは日本語化されていること。
5. 検索条件を指定してログを分析する機能、検索したログを多段的に掘り下げて分析する機能を提供すること。

#### (7) ログ収集

1. 監視対象機器のログを収集する専用のログサーバ (物理アプライアンス) を準備し、本校に設置すること。ログサーバはレンタルで提供することとし、SOC サービスの月額費用に含めること。

2. ログサーバのハードウェア障害対応は24時間365日とすること。
3. 監視対象機器のログは本校ネットワーク内の環境で一度受信した後に、監視センターで収集すること。監視対象機器から直接、監視センターにログを送信することは認めない。
4. 監視対象機器から収集するログは暗号化して保管すること。
5. 監視対象機器から収集するログは改竄検知を施し保管すること。
6. 監視対象機器から収集するログは1/10程度に圧縮すること。
7. 監視対象機器からログを監視センターに収集する場合、ログ専用のサーバを設置する等セキュア環境でサービス提供が可能なこと。

(9) 運用保守支援体制等

1. 専任のオペレータを必要としないこと。
2. システムの運用については、サポート窓口を設け、トラブル対応及び本校の質問に応じて必要な技術情報を提供すること。
3. 運用・保守に関する技術的質問に対しては電子メールによる対応が可能な体制を有すること。
4. ハードウェア保守は以下のとおり、または同等以上の対応とすること。
  - (ア) ハードウェア保守について24時間365日オンサイト対応が可能な契約を用意すること。
  - (イ) 故障発生時には現地にて修復する体制を有すること。
  - (ウ) 故障受付及び故障対応時間は、平日月曜日～金曜日 9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）とすること。
  - (エ) 上記の時間帯に連絡後、翌営業日には切り分け作業が可能であること。

6. その他 詳細については担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。